

第1章

指針の改定にあたって

1 背景

昭和23年、国連で採択された世界人権宣言第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方が示されてから、70年以上が経過しました。

その間、国連が中心となって人権に関する諸条約が締結されるなど、人権を守る取り組みが進められてきました。その一方で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害に起因する地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなどの深刻な人権問題が後を絶たない状態が続いています。

日本においても、基本的人権を保障する日本国憲法に基づいて、さまざまな人権に関する法律や制度が整備され、過去、歴史の中で生まれてきた社会的身分や人種、性別などによる差別や偏見を解消する取り組みが進められてきました。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、インターネットを介した個人への人権侵害が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による感染者患者等への^{ひぼう}誹謗・中傷のような新たな問題も発生し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。このような人権問題は、年齢や性別を問わず、すべての人に関わるものであり、これまで行政が取り組んできた「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」などの枠組みで解決することが難しくなっており、住民一人ひとりの人権を守るためには、より包括的・総合的な取り組みが必要です。

一方で、近年、平成25年に「いじめ防止対策推進法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）、平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」といいます。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」といいます。）が制定されるなど、さまざまな人権問題に関する個別の課題解決も進められています。

2 目的

市町村は、住民の日常生活全般に直接関わる業務を行っています。その内容は、住民が生活していく上で欠くことのできない諸権利を実現するためのものであり、それを担う各部署は人権と密接につながっています。

そのため、安八町は、人権問題に対して全庁的に取り組み、社会的に弱い立場に置かれた人はもちろん、すべての住民が自立した尊厳ある暮らしを営むことができるよう、平成23年に「住民一人ひとりが、互いの人権を尊重するおもいやりのあるまちづくり」を基本理念とした「安八町人権施策推進指針」（以下「指針」といいます。）を策定し、人権施策の包括的・総合的な推進に取り組んできました。

指針の策定から10年となりますが、人権問題についてはいまだ多くの課題が残され、新たな課題や個別の課題への対応も求められています。そこで、これまでの包括的・総合的な取り組みをより一層推進するとともに、新たな課題を含め、さまざまな人権課題の解決を図るため、指針の第一次改定を行うこととしました。

3 位置づけ・性格

- ① この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」との整合性を保ちつつ、安八町の特性を考慮に入れたものです。
- ② 社会情勢とともに変化していく人権課題に対して、柔軟に対応していくものです。
- ③ 施策や事業を推進するにあたっては、住民や団体との協力と連携の視点に立ち、安八町全体で包括的・総合的に取り組んでいくものです。

4 期間

この指針の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間を目途し、国内外の動きや安八町を取り巻く社会経済状況、社会構造の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

5 策定・推進体制

(1) 安八町人権施策推進指針策定委員会

学識経験者や人権課題に関わる各種団体および関係機関の代表者等で構成する「安八町人権施策推進指針策定委員会」を設置し、指針の内容について審議を行いました。今後、指針の推進状況等をチェックし、必要に応じて、意見等の聴取に努めます。

(2) 人権に関する町民意識調査

住民の人権に関する意識や人権施策の方向性を把握し、指針策定の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施し、主な調査結果を本指針に収載しています。なお、より詳しい「人権に関する町民意識調査報告書」は、福祉課にて閲覧することができます。

図表 1-1 人権に関する町民意識調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査期間	調査数	回答数	回答率(%)
20歳以上の町民	住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収	令和2年7月15日 ～7月31日	800	320	40.0